

## 第1章 総則

- 第1条（目的）株式会社 家庭日用品新聞社（以下「弊社」といいます）は契約者に対し、以下の契約条項（以下「本約款」という）に基づき、本サービスを提供します。
- 第2条（本約款の範囲）本契約は、契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。契約者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申込みのとし、本約款に則って本サービスを利用するものとします。
- 第3条（本約款の変更）弊社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。
- 第4条（用語の定義）本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- ①「利用契約」とは、弊社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
  - ②「契約者」とは、弊社と利用契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体が契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者を含みます。

## 第2章 契約

- 第5条（利用契約の申込方法）契約者は、弊社担当営業または弊社とパートナー契約を締結したパートナー会社を通じて弊社所定の申込書により 契約の申込を行うものとします。
- 第6条（弊社営業経由での申込）契約者の申込に対し弊社が本サービスにかかる利用申込を承諾したときは、サービス開始の確認書として本サービスの開始日および本サービスの利用に必要なログイン名、パスワード等その他の必要な情報を通知するものとします。
2. 契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、弊社の定める方法により利用料金を支払うものとします。但し、弊社の責めに帰すべき事由により本サービスを利用できなかった場合は、この限りではありません。
  3. 契約者は、申込内容および提出書類に不備（記入漏れ等）があった場合は、利用開始可能日が遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
  4. 本条による申込の場合、本サービスには最低利用期間が設定されており、第10条に定める利用料金の発生した月より6か月間とします。但し、弊社が無償期間を設定した場合は、無償期間が終了した日の属する月の翌月より6か月間とします。

## 第3章 契約者の義務

- 第7条（変更の届出）契約者が利用契約締結の際またはその後弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
  3. 弊社は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。
- 第8条（契約者の管理責任）契約者は、本サービスに関連して弊社から発行されるログイン名、ユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」といいます）を自己の責任において管理するものと、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保提供することはできないものとします。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じても弊社は一切責任を負いません。
  3. 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社から指示があるときはそれにしたがうものとします。
  4. 契約者からのパスワード等の問合せに対しては、弊社は、本人確認等のため、弊社所定の方法で回答いたします。
  5. 本サービスのセキュリティ向上のため、弊社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。
- 第9条（契約者の禁止事項）契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
- ① 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為。
  - ② 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為。
  - ③ 弊社または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為。
  - ④ 公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑤ 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑥ 弊社のコンピュータに保存されているデータを、変更もしくは破壊する行為およびそれに類似する行為。
  - ⑦ 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供等を行う行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑧ 弊社と同種または類似の業務を行う行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑨ 事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑩ 本サービスで利用し得る情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑪ 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去または第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑫ 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為。
  - ⑬ 弊社の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞れのある行為。
  - ⑭ その他弊社が不適切と判断する行為。

## 第4章 利用料金

- 第10条（利用料金）本サービスの利用料金は、弊社より送付するサービス開始の確認書に記載されたご利用開始日の翌月より発生するものとします。また、サービスを変更した場合の利用料金は、契約者側の移行作業完了の報告を弊社が指定した文書で受領した日の翌月より発生するものとします。
2. 契約者は、サービスを変更する場合は、サービス変更費用として所定の料金を支払うものとします。
- 第11条（料金等の支払義務）契約者は、第10条の料金を支払う義務を負います。
2. 第29条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 第12条（料金等の支払方法）契約者は、料金を申込時の契約者の申請により弊社が承諾した口座引き落としにより支払うものとします。
- 第13条（割増金）料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。
- 第14条（延滞損害金）契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年12.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。
- 第15条（割増金等の支払方法）第13条および第14条の支払いについては、弊社が指定する方法により支払うものとします。
- 第16条（消費税）契約者が弊社に対し本サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。
- 第17条（端数処理）弊社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第5章 利用環境

- 第18条（データ容量の制限）契約者がデータの保管容量および転送容量の制限値を超えて本サービスを利用した場合に、本サービス機能の一部または全部を予告なく停止させる可能性があります。
- 第19条（インターネット接続環境）本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、弊社が指定するインターネットサービスプロバイダに準ずるものとします。弊社は、指定外の接続業者のサービスを利用した場合に、指定プロバイダとの差異に起因する諸問題に関し、責任を負わないものとします。
- 第20条（指定ソフトウェア）弊社は、本サービス利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、弊社が提供するサービスを受けられないことがあります。

## 第6章 サービスの停止・中止等

- 第21条（通信利用の制限）弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。
- 第22条（サービス提供の停止および中止）弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。
- ① 第9条各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき。
  - ② 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - ③ 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、弊社の業務の遂行に支障を及ぼし、また及ぼす虞れのある行為をしたとき。
  - ④ 契約者の環境が、他の契約者に対し、サービス運用上支障を及ぼす虞れがある場合。
  - ⑤ 暴力団組織等の反社会团体などの利用申込はお断りします。また、利用契約後に判明した場合は本サービス

の提供を中止します。

2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
    - ① 弊社の電気通信設備のバージョンアップ上、保守上または工事上やむを得ないとき。
    - ② 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき。
    - ③ その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合。
  3. 弊社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止、および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第23条（サービスの廃止）弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の2か月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

## 第7章 契約の解除

- 第24条（弊社による利用契約の解除）弊社は、第22条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
2. 弊社は、契約者が第22条第1項または第2項のいずれかに該当する場合で、その事由が弊社の業務の遂行上著しく支障があると認められるときは、利用契約を解除することができます。
  3. 弊社は、契約者が、本サービスの利用代金について、支払い期日を2か月間経過してもなお支払われないときは、利用契約を解除することができます。
  4. 弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
    - ① 本約款の条項に違反したとき。
    - ② 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
    - ③ 破産、民事再生手続、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき。
    - ④ 前3号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき。
    - ⑤ 合併、営業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合。
    - ⑥ 解散または営業停止となったとき。
    - ⑦ その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき。

## 第8章 損害賠償

- 第25条（免責）第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
2. 契約者の本サービス上のデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。
  3. 弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
  4. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、当該サービスの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、弊社は免責されるものとします。
  5. 弊社は、契約者が本サービスを利用することで得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
  6. 本サービスの使用により、契約者が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。
  7. 弊社は、相当額のサービスの提供またはサービス提供期間の延長をもって代えることができるものとします。
- 第26条（損害賠償の予定とその範囲）弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により（但し、第22条の場合は除く）、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを弊社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上当該サービスが利用できなかったときは、起算時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことを契約者および弊社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に利用料金の月額30分の1を乗じて得た額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。但し、契約者が請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。また、損害賠償額を、相当額のサービスの提供またはサービス提供期間の延長をもって代えることができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、電気通信事業者が弊社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。
  3. 弊社は、本サービスの提供に関し、前2項に規定された場合を除き、契約者に発生したいかなる損害に対して何ら責任も負いません。
  4. 契約者が本約款に違反または不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
  5. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。

## 第9章 秘密保持および個人情報の管理

- 第27条（秘密保持義務）契約者および弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、利用契約期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。
2. 前項にかかわらず、契約者および弊社は、裁判所の決定、行政機関等の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合、または法令等に定めがある場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
  3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
    - ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
    - ② 開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
    - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
    - ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
  4. 契約者および弊社は、相手方から顧客情報の開示を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

- 第28条（個人情報）弊社は、契約者の氏名、住所、電話番号、e-mail アドレス等の本サービスを申込むにあたり必要となる情報を個人情報（以下「個人情報」という）として扱うものとします。

- 第29条（個人情報の利用目的）弊社は、個人情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
- ① 本サービスに関連するサービスの告知を行う場合
  - ② 本サービスの安定稼働または機能向上を目的として諸作業を行う場合
  - ③ 代金の請求、回収、支払い等の事務処理を行う場合
  - ④ その他一般事務の連絡、問合せ、回答を行う場合
  - ⑤ 第27条の理由で第三者に情報の開示が必要な場合
  - ⑥ 契約者から同意を得た範囲内で利用する場合
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。
- 第30条（個人情報の取扱い）弊社は、第29条の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要のある弊社の役員または従業員（以下、「開示対象者」という。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者開示しないものとします。

## 第10章 雑則

- 第31条（権利の譲渡等の制限）本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、弊社の承認なく、他に譲渡、貸与、買入れ等の行為をすることができません。
- 第32条（知的財産権）本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供することの著作物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）および著作人的人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。
2. 契約者は、前項に定める著作物等を、以下の通り取り扱うものとします。
    - ① 本約款にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること。
    - ② 複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
    - ③ 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
    - ④ 弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと。
- 第33条（データの取扱い）契約者は、自己の送信データ（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 弊社は契約者が登録及び送信したデータについては何らの保証も行わずその責任を負わないものとします。
  3. 契約者は、自己の送信データでの紛争、は自己の責任において解決するものとし、弊社に何らの損害も与えないこととします。
- 第34条（バックアップ）弊社は、契約者の承諾を得ることなく、サーバーの故障・停止時の復旧の便宜に備えて契約者の送信したデータのコピーを保管することがあります。
- 第35条（準拠法）利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。
- 第36条（合意管轄）利用契約および本約款に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とします。